

近代日本の中等学校における職業教育の展開と変容

—— 中学校を中心に ——

梁 忠 銘 (学校管理講座・助手)

本稿の目的は近代日本産業化成功の秘訣に迫ろうとする課題意識に基づき、近代日本における近代的学校教育の構築過程、とりわけ学校内部での職業教育の組織化過程を明らかにしようとする。

近代、現代に限らず、産業発展の成否がその労働力の質と量に大きく依存することは否定出来ない。また、その労働力の質と量を大きくに左右するのは、当該社会における教育水準とりわけ職業教育である。近代日本産業化成功要因の一端が、種々の職業人材の質量両面における確保にあると推定し、近代産業の導入がもたらす人材需要に対応した養成供給面の展開過程を学校機能の視点から解明すれば、一定な成果を得ることは間違いない。

研究方法として、職業人材供給システムの中核ともいうべき職業教育に関する法制的分析に重点がおかれる。明治維新时期以降の中学校について、職業教育課程に関する各時期の法令に示された規定条項内容を分析することにより、学校教育の枠内における職業教育の位置関係を段階性と系統性の両面から考察にした。この作業によって、普通教育の創設拡充を基盤とする職業教育の普及充実という基本路線が必ずしも一様な展開ではなく、普通教育と職業教育が分立あるいは融合を重ねながら明治期後期における職業教育制度に結実していった過程が、ひいては人材需要に対応した養成供給面の屈曲した複雑な生成展開過程の一端過程が解明することを試みた。

キー・ワード：「人材養成」、「職業教育」、「産業近代化」、「産業発展」、「中等学校令」

目次

はじめに

- 1 中学校令における職業教育に関する規定
- 2 中学校令の改正と職業教育の展開
- 3 明治後期の中学校における職業教育の実態
- 4 大正期以降の中学校における職業教育の変容

むすび

はじめに

近代日本において最初に規定された中等教育の代表機関は「学制」の中に制定された中学である。この「学制」の第29章において、「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ上・下二等トス二等ノ外、工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ（此外廃人学校アルヘシ）」と定められたのである。条文からみると普通学科の中学と工業・商業・通弁・農業諸民学校などの実業的の中学との二種類の学校が中等学校教育機関として想定されていたことがわかる。しかし、「学制」に構想された種々な学校は、実際には普通中学を除いて、工業学校・商業学校・農業学校等の職業教育機関が設けられていなかった。

明治12(1879)年以降の教育令期には、様々な変則中学の統一策が出され、中等教育機関としての中学校がやや詳細に制度化されるようになった。教育令では実業諸学校を中学校と明確に区別しているが、明治14(1881)年に公布した「中学校教則大綱」の中に、「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲクルモノトス」と定め、中学の二重目的をあらかじめ明示している。また、明治17(1884)年には「中学校通則」が制定され、教員構成、施設、設備基準が示された。「中学校教則大綱」及び「中学校通則」の両基準により、以後、中学校の整備が進展していった。

中等学校の制度的確立は明治19(1886)年の中学校令とみられる¹⁾。その後、産業の発展と社会・政治の進歩により、時代に対応しうるような学校制度を求めて度々の改革が重ねられ、中等教育が整備されていく。

中学校の根拠法規である中学校令は、その後、何度の改訂が行われ、その種類と修学年限が変化していく。その特徴としては、中学校制度の性格の単純化と、修学年限が短縮したことがあげられる。

中学校令は基本的に教育令期の「実業に就く」と「高等の学校に入る」という中学校の二重目的に沿っている。高等の学校へ進学できないものは、何等かの職業に従事しなければならない。実業教育のための中等学校についても、その制度化への計画が進められた。

明治32(1899)年の中等教育改革の中で、井上文相の改革方針に沿って、実科中学校のかわりに、職業教育機能を中心とする教育施設の実業学校が構想され、2月に実業学校令が制定された。以後、中等程度の実業教育が促進されることになった。

この中学校令改正はいわゆる3本立ての中学校令改正であった。中学校のほか、高等女学校及び実業学校令の制定によって、中等諸学校制度が確立された。実業学校は職業教育の専門機構として位置づけられていたが、その甲種実業学校は、中等程度の学校として専門科目のほかに普通科目を重視し、中学校と比肩し得るよう整備され、尋常中学校実業専修科や実科の機能を吸収することが期待された。その入学資格は、高等小学校2年終了の者で14歳以上とし、修業年限は2~3年とされた。

同時に、高等女学校の制度も確立された。高等女学校の名称が教育規定の中に初めて現れたの

は、明治24 (1891) 年の中学校改正であり、その第14条に「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」と規定された。その後明治28 (1895) 年1月、高等女学校規程が定められ、高等女学校の編成・教科などにつき精細な規程が設けられた。修業年限は6年、入学資格は尋常小学校卒業程度とされた。こうして中学校、高等女学校、実業学校での教育は、戦前日本の中等教育段階の学校教育体制として整えられてるようになるのである²⁾。

ところで、明治32 (1899) 年の改正教育令によって、中学校の目的を「男子ニ須用ナル高等普通教育」としたが、中学校の二重目的の性格が完全に否定されたわけではなかった。とくに、日露戦争 (1904) 後、著しい産業の発展をもたらした社会変化に対応するために、中学校教育の手直しを図るべく、明治44 (1911) 年に中学校令施行規則及び中学校教授要目の改正が行われた際、中学校教育に再び実業科の導入が図られた。さらに、昭和6 (1931) 年に、中学校入学者の増加とその社会的背景の変化に対応する主旨で中学校令施行規則改正が行われた際にも、新たに公民科と作業科が導入され、かつ第4学年以上で課程を分化して、一種課程は就職希望者、二種課程は進学予定者とされた。

以上のように、近代日本の中等教育は急激な社会の進化とともにその制度が激しく変化していく。その概念は複雑で明確な定義が難しい。また、昭和18 (1943) 年1月21日に勅令第36号として、「中等学校令」が公布され、その第2条の中での、中等学校の種類は「中学校」、「高等女学校」、「実業学校」と定められていた。従来の中学校令、高等女学校令、実業学校令を廃して、三者を新しく中等学校の概念によって括ることになったのである。それ故に、本論文の「中等教育」では、この三者を包含したものを中心にして論じていくと考えている³⁾。

1 中学校令における職業教育に関する規定

明治18 (1885) 年、太政官制から内閣制となり、改正したばかりの教育令により明治19 (1886) 年、政治制度とともに教育制度は大きな転換期を迎えた。教育制度の規範としてきた教育令が改められ、かわりに中学校令が制定された。そのために、中学校の行政は中学校令により管理することとなった。この明治19 (1886) 年の中学校令は森有礼文相により構想され、森の見解が大きく反映していた。この中学校令は全文9条から構成された。ここで、中学校の目的は、第1条に「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノ」と定められていた。この点については明治14 (1881) 年の中学校教則大綱に規定したものと変わりはない。中学校は実業に就く者を養成すると同時に、高等教育に進学したいものを教育する場所とされた。つまり、中学校では普通教育を施しながら、職業教育の機能を果たそうとする構想であった。

第2条において中学校は尋常と高等二段階から構成された。高等中学校と尋常中学校はまったく別個の上下二段階の学校として設置された。これは、森文相の構想では「高等中学校ハ半ハ学問半ハ教育ノ部類ニ属ス」、「尋常中学校ハ中等以下のものを教育する所なれば、其教養の目的は普通実用の教育に外ならざれども、高等中学校に至っては頗之に異なり、茲に学ぶものは学科を卒業し

て直ちに実業に就くも又進んで専門の学科を修むるも、均しく社会上流の仲間に入るべきなり。即ち高等中学校は上流の人にして官吏なれば高等官、商業者なれば理事者、学者なれば学術専攻者の如き社会多数の思想を左右するに足るべきものを養成する所なり」⁴⁾、と尋常中学校と高等中学校の両者の性格を分けて考えていた。

第3条は「高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得」と定められた。高等中学校において、レベルの高い専門教育を設けることができる。尋常中学校より程度が高い専門的職業教育機能を果たそうとする企図が窺える⁵⁾。

また、明治19(1886)年の6月22日文部省令第14号で、尋常中学校教育課程基準として「学科及其程度」が定められた。この規定によれば、尋常中学校では、外国語の英語、ドイツ語、フランス語などの外国語がかなり重視されていたことがわかった。職業科目はわずかに農業が取り上げられ、当時の産業は依然として農業を中心とした社会であることが考えられる。但し、職業教育では「土地の状況によって文部大臣の認可をへて商業・工業の科目をおくことができること」と定められた。この時期の都市部が商業を既に発展していたのみではなく、工業も発展しつつあると考えられる。

2 中学校令の改正と職業教育の展開

明治24(1891)年には、勅令第243号を以て、中学校令の一部改正が行われた。明治19(1886)年の中学校令により、中学校は地方税支弁をもって補助する。中学校は一府県一校に限ることとし、また市町村に対しては中学校の設置を認めなかったのである。しかし、その後中学校入学希望者が漸次増加する結果として一府県一校の原則を維持することが出来なくなり、ついに必要によっては一府県数校の設置を認め、また郡市町村に於ても其区域内小学教育の施設に妨なき限りは中学校を設置しえることとしたのである⁶⁾。

また、改正中学校令の第12条では「尋常中学校ハ農業工業商業等ノ専修科ヲ設クルコトヲ得」、第14条では「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設クルコトヲ得」と、尋常中学校及び高等女学校は卒業後直ちに職業に就く者のため、商業・工業などの専修科を置くことができると定められた。

明治19(1886)年4月の中学校令において、農業・商業・工科に関する教育は高等中学校では組み込まれたが、尋常中学校では何も規定されなかった。同年(1886)6月の「尋常中学校の学科及其程度」において農業が加えられ、また、土地の状況により商業・工業の学科を置くことができると規定された。だが、ここでは尋常中学校の中で農業及び商業・工業に関する職業教育が行えることのみを意味するにとどまっていた。明治20(1891)年の改正で初めて、尋常中学校に職業教育を施す専修科を置くことができるようになった。これは、尋常中学校の整備が次第に充実し、普及するようになっていたためと思われる。

当時、実業教育の必要性に関する論調が、学者及び有識者の間に高まりつつあった。そのため、

明治23 (1890) 年の小学校令の改正で初等教育段階において、実業補習教育制度及び徒弟学校が新たに設けられる外、高等小学校にも農業・商業・工業の専修科及び実科を設けることになった。その教育改革の一環として、翌年 (1891年) の中学校令の改正でも、尋常中学校に農業・工業・商業の専修科が取り入れられたのであった。なお、この明治24 (1891) 年の中学校令改正を契機にして、その設置制限が緩和され、以後量的に発展することの直接の原因となった。

明治20年代に入って、20年近くの殖産興業政策への努力で、産業発展の兆しが見えはじめた。産業が発達すると、一定の知識と能力を持った労働者、また、現場において指揮・指導できる技能者、技術者が必要となる。当然、産業のための教育について、産業界の方からより積極的な職業教育政策が求められる。それ以前に、森文相が富国強兵・殖産興業の立場から実業教育をかなり重視し、社会世論、教育界、財界でも当時の職業教育の内外状況がすでによく論じられていた。実業教育に関する議論には賛否両論があり⁷⁾、実業教育の必要を論じたものには、次の3点を挙げる事ができる。①社会発展に伴って、「器械的に使用すべき職人」を養成することが急務であること、②貧富の階級対立を防ぐ手段として製造業と実業教育の普及が必要なこと、③普通教育が社会の実用に適しないため、実業教育を奨励して教育の方向を一層着実にし、教育の実用を発揮しなければならないことである。他方、実業教育が必要ではないことを主張した論調は、次の2点である。①産業が未発達な社会状況のもとでは学校での職業教育は必要としないこと、②あくまでも現実の産業の状況に立脚した職業教育の方法が考えるべきであることである。

実業教育の賛否論が論じられた結果、当時進められていた実業教育は如何なる性質、種類の教育として捉えられるか、実業教育の意義とは何か、ということが認識されるようになった。

以上の指摘については、明治26 (1893) 年7月5日『教育時論』296号に発表された「実業教育施設に関する意見」の中で、“実業教育ノ種類”が窺える。当時の実業教育の種類は図1のような構図が浮かび上がる⁸⁾。

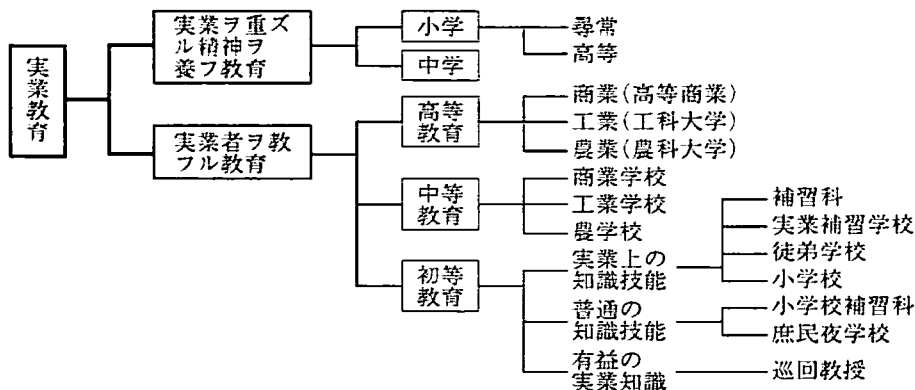


図1 明治20年代実業教育論の構図

また、当時の実業教育の概念的意味及び範囲が述べられた。この実業教育の定義というべき概念は次のように明確に論じられた⁹⁾。

概実業トハ、農、工、商等ノ実業ヲ云フ者ナルガ故ニ、単ニ字面ノ上ヨリ実業教育ト云フ語ヲ解スレバ即農業教育、工業教育、商業教育、其ノ他ノ特種ナル実業ニ関スル教育ヲ併セテ此ヲ云フ者ナルガ故ニ、此ヲ小学校、中学校等ニテ授クル普通教育ニ対照シテ、専門教育若ハ職業教育ト云フ語ヲ以テ、教員、医師、弁護士ノ如ク學術ニ基ケル職業即芸業ヲ授クル教育ヲ指ス者トスルトキハ、所謂実業教育ハ、一方ニ於テハ芸業上ノ教育ニ対スル小区分ノ名トナルベシ。実業教育ト云フ語ヲ、此ノ如ク解スルトキハ、農業、工業、商業、水産業等ノ学校ヲ設ケテ、特別ナル教育ヲ授クル場合ノミ指ス狭キ範囲ニ止ルベシ。然レドモ世人ノ通例称スル所ノ実業教育ト云フ者ハ、此ノ如キ狭キ意義ニアラズシテ、頗ル広キ範囲ニ渉ルガ如シ。即小学校中学校等ニ於テ、木工、金工ノ類ヲ課シテ、生徒ニ手指ノ熟練ト劳作ノ趣味トヲ養フモ、此ヲ実業教育ニ属シ、或ハ既ニ実業ニ従事スル幼年子弟ニ、普通ノ教育ヲ授ケテ、其ノ知巧ヲ長ゼシメントスル如キトモ、此ヲ実業教育ニ属スルニ似タリ。……即実業者ヲ養成スル為メノ教育ニアラザレドモ、猶且此ヲ実業教育ト云フ者ハ、必ズシテモ実業ニ従事スル者ヲ養成スル教育ノミヲ云フニアラズ、総テ実業者ノ地位ヲ高尚ニシ、一般ノ国民ヲシテ実業ノ貴重ニシテ賤ムベキ者ニアラザルコトヲ知ラシムベキ教育ハ、皆此ヲ実業教育ト称スルナリ

総じて、明治20年代後半の実業教育の概念は次の5点にまとめることができる。①実業教育＝専門教育＝職業教育②普通教育の対照語、③狭義の実業教育＝学校で行う農業・商業・水産業教育の場合を指す、④広義の実業教育＝実業に従事する者を養成する教育に限らず、実業を知る教育を含む、⑤実業教育の範囲は、小学校中学校の金工・木工・劳作のような手工科をはじめ、教員、医師、弁護士を養成するものを含む教育制度である。ここでの職業教育に対するまとまった概念は後に、日本の職業教育の定義の基本的構成になったと考えられる。

このように社会において実業教育に関する議論が活発に行われている時期であった明治26(1893)年3月に、井上毅が新文相に就任した。文部省では、既に井上毅文相の就任以前の2月に「中学校学則取調委員」を任命し、学制改革問題の調査に着手していた。特に、学校系統を単純化して、修業年限の短縮をはかるためには、中学教育段階における接続問題を解決しなければならないとの観点から、中学校制度の調査に力点が置かれた¹⁰⁾。

ところで、ここまで述べたように、実業教育は明治維新から様々の方法で種々の分野で行われてきたが、森文相をはじめ、手島精一、小山健三等は明治10年代から20年代初頭にかけて、盛んに実業教育振興の必要性を力説し、実業教育のあり方を模索し続けていた。井上文相時代(明治26.3.7～27.8.29)には国民的教育制度を樹立するために、普通教育の学校教育制度の中に、新たに職業教育の系統が組み入れられ、学校体系の中に位置づけて制度化されたといえる。しかし、井上

文相の実業教育振興策は、かなり意欲的かつ急進的なもので、必ずしも社会の実状に即したものではなかった。その在任中のわずか一年半に足りない間に初・中・高等教育にわたって重要な法令が公布された。

その諸法令をみれば、井上文相は全学校体系の小学校、中学校、大学にわたる学制改革を図ったのみでなく、実業教育制度も積極的整備したことがわかる。彼は教育制度の抜本的改革策として、中等教育段階に実業教育を積極的に取り入れることによって、学校制度の各段階は完成教育の機能を備え、近代産業社会に対応できる国民を養成しようとした。当時の教育制度の全体構造をみれば、「初等教育の段階で社会に出る人々のために、徒弟学校や実業補習学校の教育を、中等教育段階で社会に出る人々のために、尋常中学校の実科や実業学校の教育を、また、高等教育段階で社会に出る人々のために高等学校の専門教育を、それぞれ用意し」¹¹⁾、初等段階、中等段階、高等段階における職業教育を充実させることにより、学校教育各段階が実務的な教育ができるようにするという教育方針がみられる。

特に中等程度の実業教育制度の整備に関しては尋常小学校程度を修了した者を対象とする職業教育施設の実業補習学校、簡易農学校、徒弟学校の制度化を中心とするものであった。これらの学校の整備を財政的に支援するものが「実業教育費国庫補助法」であった。

このように実業補習学校制度の確立のほか、尋常・高等を含む中学校制度の再検討は、井上文相の学制改革構想の中核をなすものでもあった。とりわけ、中等教育機会の拡大方針の一環として、次の三つの問題が検討された。①高等中学校は専門教育機関となり、尋常中学校は高等普通教育を施す所とする。それと関連して、当然、尋常中学校の学科課程改正が問題となる。②尋常中学校への実科教育の導入である。③中等教育と初等教育あるいは高等教育との接続をスムーズにして、中等教育以上の入学者・卒業者の年齢を低下させることであった¹²⁾。

井上文相は、まず、従来の「中学校令」によって、統一的に規定されていた尋常中学校と高等中学校をはっきりと区別させるために、明治27(1894)年6月25日に「高等学校令」を公布した。その第1条では「第1高等中学、第2高等中学、第3高等中学、第4高等中学及第5高等中学校ヲ高等学校ト改称ス」と、定められた。また、第2条「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」という構想については、高等学校が帝国大学の予備校としての性格を持つことを示している。これは、高等学校を頂点とする各教育段階の完成教育化¹³⁾を推進するために、学校教育への実業教育の導入が図られたことによる。実業教育という言葉は、当時すでに二通りの意味に使われていた。すなわち、前文にもふれたように狭義には、専門的な職業教育の意味であり、主として農業学校、工業学校、商業学校などの学校教育を指していた。これに対して、普通教育の内部における実業に関する教育、或いは職業を尊重する精神的な教育を含むものが広義の実業教育と解釈されていた。

そして、井上文相の教育政策は狭義の実業教育の振興は勿論であるが、さらに、広義の実業教育の普及にも大いに尽力しようとするものであった。すなわち、教育体系全般にわたって、教育内容

に「実科」を導入し、近代産業社会への接近を図ろうとしたのである。

そもそも、実業学校を創設する前に、中等学校における職業教育については常に普通教育との分離と融合を繰り返しているとみられる。明治5(1872)年の「学制」は、上・下二等を併せて修業年限8年の小学校の上に、上・下二等を併せて修業年限6年の中学校を置く、工業学校、商業学校、通弁学校などの実業学校をも中学校のわくのなかに包括した。しかし、財政的困窮が主な原因であるが、何よりも小学校まで未整備な状況のなかで、中学校を整備する余裕はなかった。そのため、明治12(1879)年の教育令では中学校は「高等なる普通学科を授ける」と定められ、工業学校、商業学校、通弁学校などの学校が消えてしまった。かわりに「各種ノ学校」という学校が設けられた。しかし、翌年の教育令改正では、商業学校、農業学校、職工学校が再び設けられた。

明治14(1881)年の中学校教則大綱により、「高等なる普通学科を授ける」の中学校が高等科(2年)、初等科(4年)に改められ、土地ごとの状況により、農業、工業、商業などの専修科を置くことを認めて、すなわち第1条に中学校の目的「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲオクルモノトス」と定めた。この中学校教則大綱によって、中学校は上級学校への予備教育と「中人以上の業務就く」の養成を目的とする教育という二重の目的を持つことになった。

このように、井上文相による中学校制度の改革では、尋常中学校を高等普通学科の終極として、進学と就職の二目的に確実に対応させる。就職者のために実科課程を設けて、職業への認識と準備教育としての機能を果たさせようとした¹⁴⁾。

その尋常中学校の教育内容に関する具体的な改革としては、明治27(1894)年3月1日に文部省令第7号を以て、尋常中学校の「学科及び其程度」の改正であった。その中の第4条で「尋常中学校ニ於テハ実業ニ就カント欲スルモノニ適切ナル教育ヲ施ス為ニ第四年級以上ニ於テ本科ノ外分チテ実科ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ府県立学校ハ地方長官ニ於テ、郡市町村立又ハ私立学校ハ地方長官ヲ経テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」と、すなわち、尋常中学校卒業後、就職するために、尋常中学校第四年級以上に実科を設けることができるとされた。

このように、井上文相は尋常中学校の教育と実業社会との接点を設けようとしたため、「尋常中学校の実科」と「実科中学校」が就職準備教育を目的として構想されたことが浮かび上がるのである。

以上のように「学制期」から中学校における普通教育と実業教育の融合分離関係を図式に示すと図2のように描くことができる。

さらに、井上文相は明治27(1894)年6月15日文部省令第13号「尋常中学校実科規程」によって中学校の実科を制度化しようとした。その第一条により実科の科目は尋常中学校の第4年級以上に設けられると規定され、第二条には尋常中学校の生徒の卒業後ただちに職業に就く者に対応するために、その教育課程が設定された。第三条はさらに「実科中学校」の性格が定義された。

この実科規程の精神について文部省の説明¹⁵⁾によれば、明治27(1894)年に成立した「実科教

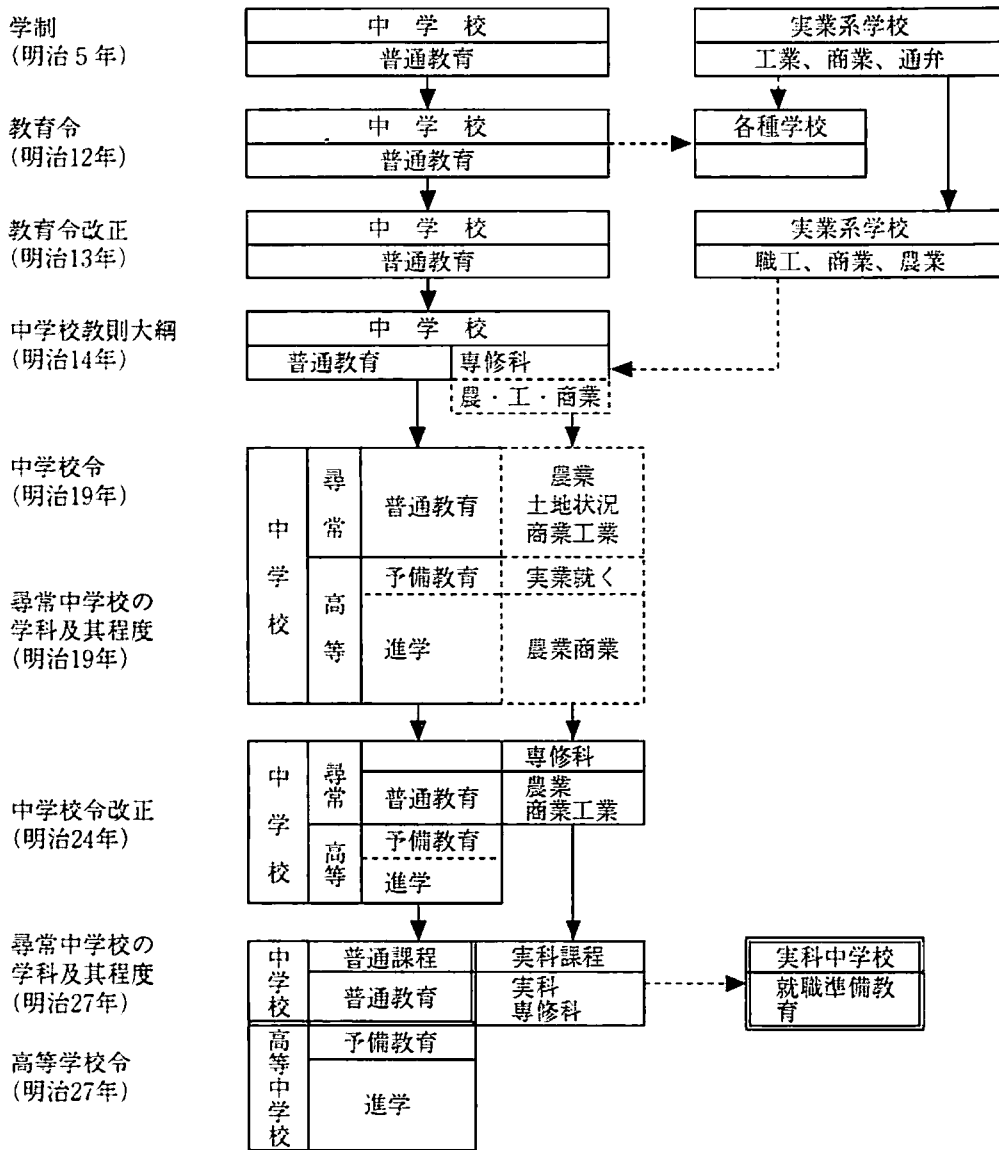


図2 中学校における普通学科と実業学科の融合分離関係

育」は、尋常中学校における「諸種の就学生徒」の存在と「上級学校進級」のための予備教育との適応させるものである。とりわけ、袋小路に入った教育制度のもとに「中等教育機会の普及」が政策的に推進される場合、中学校は高等教育の予備機関としての問題がさらに深刻化すると考えられ、上級学校へ進学できないものは益々増えてくることが予想できる。そのためにも、社会へ参加できるための職業予備教育を行うべきであった。それ故、実科中学校の方策に見られるように、中

学校がもつ性格を実生活へ近接させるために、中学校の性格を多様化及び全学校体系を実業教育化させようとするものであったとみられる。

このような背景で尋常中学校実科¹⁶⁾が、はじめて教育法規の上に登場した。尋常中学校の実科は職業に就こうとする者のために職業教育を施すのみではなく、さらに、高等専門教育をうけるものの予備教育として便宜を図ったと説明された。これは、当時の実業教育振興方策によるものであったと考えられる¹⁷⁾。

また、当時文部省の関係者の意見として公表された「尋常中学校学科程度改正理由」の説明¹⁸⁾によると、つまり、中学校卒業後直ちに職業、または職業の予備に従事しようとするものに対して適切なコースを準備することによって、高等教育の予備に大きく傾いている中学校の現状を改めようとする点にある。そこで、当時の尋常中学校卒業生の進路について、少し検討を加える必要があった。そのため、実科中学校の性格は、当時中等実業学校がまだ十分に整備されない時代の中で、世論からはかなり好意的に評された¹⁹⁾。例えば、明治27(1894)年6月15日に「尋常中学校実科規程」が公布された直後の6月25日に、当時の教育界の代表誌といえる『教育時論』の第331号の中の「中等教育の一進歩」という論評では次のように述べている。「従来高等小学校を卒業せし者を入学せしめて、更に五ヶ年の修業年限を設けたる尋常中学校は、実際に於いて、多数の中等社会の子弟を教育するに適せざりき。是れ其年限長きに失すればなり。故に各地方に於いては県立中学校の外に、一種の私立変則の中学校を設け稍低度の教育を与ふる必要を感じるもの多かりき。是等変則の中学校は、実際の必要より出でし者なれば、府、県、郡、町村等の自治体は、夫々之に向て応分の助力を与ふべく、文部も、亦十分の監督を為すべき筈なりしに、其中学校令の範囲内に入らざるが為に毫も公辺の監督を得ざりし姿となれり。然るに今回発布せられし実科中学校の規程によれば、是等変則中学の類も、漸次に改めて一種の実科中学と為し得べく、従て各自治体に於て、之を助成することを得べく、文部も亦之れに監督を加へ得べきが故に、今後中等の教育には、必ず一段の進歩を見ることならむ²⁰⁾と、実科中学校は中等教育の進歩へとつながっていくものとして、大いに期待が寄せられていたのである。

しかし、当時の中卒者の進路をみれば(表1参照)、中卒だけで、高学歴ともいうべきであろう。そのため、中卒の就職者とはいっても、教職と官公吏となるものがかなりの比重をしめており、実業に従事するものは11.7%という数値が示されている。おそらく直接農商工業の労働者としてに従事するものはほとんどなかったと推定できる²¹⁾。また、当時の社会の尋常中学校に対する意識は実科教育と相容れなかった。中学校はあくまでも、主に高等普通教育を施す場所である。実科は単なる専門教育の予備教育及び就職の為の職前教育として位置づけられるものである。いわゆる「実用を主とし」、「自然理学の応用を主とする」意味の学問で、実業とは違うのである。実業に従事するものは、実科中学校よりむしろ実業学校へという社会風潮が形成された。

結局、井上文相(明治26年3月7日～明治27年8月29日)の辞任後、尋常中学校への実科教育は、文部省の奨励にもかかわらず、尋常中学校の専修科、実科及び実科中学校の設置校数と生徒数

表1 明治24年尋常中学校卒業後の進路情況

進路情況	人数	比率	
実業に従事する者			11.7%
農工商業に従事	62	2.7%	
家事(業)に従事	209	9.0%	
学業を修むる者			38.6%
大学及び高等中学に入学	372	16.2%	
官立・私立学校に入学	503	21.8%	
外国に留学	13	0.6%	
教職に従事する者			18.1%
小学校教員	283	12.3%	
官公私立学校教員	133	5.8%	
官吏となりし者	223	9.7%	
民間庶業に従事する者	47	2.0%	
兵役に従事する者	62	2.7%	
未詳	355	15.4%	
死亡	42	1.8%	
合計	2,304	100%	

備考：海後宗臣編『井上毅の教育政策』256頁にヨリ作成

に示されるように、実科に関する教科を殆ど発展させることができなかった。

他方、明治26(1893)・27(1894)年に井上文相の学制改革の一部である学校接続問題を解決するための具体的な方策が提出された。すなわち、明治27(1894)年7月における文部省令第16号「高等学校修業年限及入学程度」の制定である。これによって高等学校の入学程度は尋常中学校卒業の程度とされた。だが、予科等については全く規定されなかった。また、高等中学校の予科、補充科はこのときに完全に廃止され、高等学校の専門学部や大学予科へは尋常中学校から直接進学しうることとなった。

また、同年の9月には文部省令第24号「尋常中学校入学規程」が定められた。この規程によって、高等小学校第2学年から尋常中学校第1年へ、また尋常中学校第5年から、高等学校第1学年への接続関係が確立された²²⁾。そのため、明治28(1895)年以後、尋常中学校の発展は活発となり、中学校の性格はいちだんと進学準備教育の性格をつよめることになった。

他方、尋常中学校実科及び実科中学校は不評と不振により、明治32(1899)年2月の「中学校令」改正及び「実業学校令」制定によって、新たな展開がなされることになった。

3 明治後期の中学校における職業教育の実態

明治32 (1899) 年 2 月 7 日に勅令第28号を以て「中学校令中改正」が公布された。その第 1 条では、「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と定められた。旧令 (明治 24 年) の中学校の目的は「実業ニ就カント欲シ又高等ノ学校ニ入ラント欲スル者ニ須要ナル教育」であり、そこでの就職と進学の一重目的を改め、「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」となった。これは、尋常中学校への実科の導入の失敗を反省し、また、実業学校令の公布による中等実業教育の制度化に対応して、中学校教育の性格を再検討した結果であった。

また、第 1 条の改訂に対応するために、まず、明治19 (1896) 年の中学校令及び明治24 (1891) 年の改正中学校令の第12条「尋常中学校ハ農業工業商業等ノ専修科ヲ設クルコトヲ得」と定められた規定を削除した。これに関連して、新中学校教育令の第21条の規定では「明治19年勅令第15号中学校令第12条ニ依リ設置シタル農業工業商業ノ専修科ハ本令施行ノ日ニ於テ現ニ在学スル生徒ノ卒業スル迄之ヲ存置スルコトヲ得」と、定められた。ここでは尋常中学校における農業工業商業の専修科の在学生在が卒業次第、専修科を廃止することを意味するものであった。無論、井上文制期に設けられた実科中学校は実業学校として新たな展開をすることになった。

従って、明治19 (1886) 年の中学校令 (正確にいえば明治14年の中学校教則大綱) から、職業科目を中等学校教育のなかに繰り込むことによって、中学校の普及と拡大を図ったが、しかし、中学校の普及と拡大によって、中学校の性格と目的の多重性は社会的風潮や社会的需要との矛盾につながって深刻化してきた。そのため、社会需要に対応する多様な中等教育施設を再構築しなければならなくなった。

一方、明治27 (1894) 年 6 月に「実業教育費補助法」の公布によって、実業教育に対する認識は高まり、その結果、中学校教育目的の単一化と共に、「実業学校令」が制定され、実業教育の面は、中学校から実業学校に委ねられることになった。

他方、明治28 (1895) 年に「高等女学校規程」が制定されてから、高等女学校教と生徒数は増加しつつであった。そのため、改正中学校令公布の翌日 8 日に「高等女学校令」が公布された (全 20 条)。その第 1 条では「女子ニ須要ナル高等普通教育」を行うことが示され、同時に、第11条では「……女子ニ必要ナル技芸ヲ専修セントスル者ノ為ニ技芸専修科ヲ置クコトヲ得」と定められ、普通教育以外の技芸 (職業) 科目の設置が可能であるとされた。この「高等女学校令」が新たに制定されたことにより、図 3 のように、中等教育段階における教育の目的に対応した中等学校教育

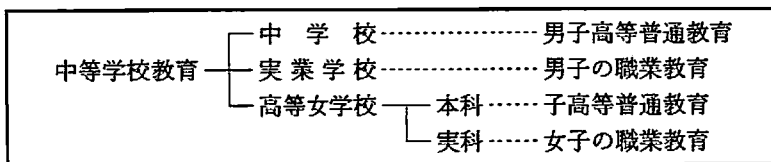


図 3 明治28年中等学校系統の構成及び性格

の三系統が確立し、それぞれの位置、性格が明確となった。

明治32 (1899) 年以後、中等学校における3つの教育系統の整備が進められると共に、中学校、高等女学校、実業学校等の中等学校がそれを契機に急激的に増加したことをみることができる。特に、明治36 (1903) 年から、実業学校の発展が著しく普及した。

明治40 (1907) 年3月21日に小学校令の改正によって、尋常小学校の修業年限を6年と改め、義務教育年限が2ヶ年延長され、6年義務教育制となった。この義務教育年限の延長に伴う施策として、同年 (1907) 7月17日に中学校令の改正が行われ、中学校の入学資格は、従来の「高等小学校第2学年ノ課程ヲ卒業シタル者」から「尋常小学校ヲ卒業シタル者」と改められた。義務教育年限延長の結果により、中等学校への進学者が急増した。その結果、中学校教育の普及へとつながった。そのため、中学校及び高等女学校の生徒で、卒業後、職業に就く者の数が増加するのは当然であった。そのため、中学校及び高等女学校の目的である「高等普通教育」を行うだけでは、卒業生の進路に対応できなくなり、実際の教育課程において、就職する卒業生のために「実業に関する学科目」を設けなければならなかった。

この現状に対応するために、まず、明治40 (1907) 年と明治43 (1910) 年に高等女学校令の改正が行われたが、明治43 (1910) 年10月26日の改正では実科高等女学校制度が新たに設けられた。これによって、女子中等教育は高等女学校と実科高等女学校の二制度として進められることになった。

女子教育を施す学校は日露戦争後増加していた。これらの学校は女子に対して実生活に必要な技芸を主として授けるものが多く、その教育内容が高等女学校と異なるために準拠する規程がなかった。実科教育を主とした高等女学校の制度を設けることにより、簡便でしかも家庭主婦としての実生活に直ちに応ずることのできる女子を育成しようとしたのであった。

この改正により、技芸専修科の規程が定められた。第11条により、高等女学校においては、主として家政に関する学科目を修めようとするもののために実科を置くこと、または実科だけをおく高等女学校には、その名称に「実科」の文字をつけなくてはならないと規定した。この規定に沿って、実科高等女学校制度が成立した。実科の修業年限は①尋常小学校卒業程度を入学資格とする場合は4年、②高等小学校第1年修了程度を入学資格とする場合は3年、③高等小学校卒業程度を入学資格とする場合は2年と定めた。従って、実科高等女学校には4年、3年、2年の三種類があった²³⁾。

明治40 (1907) 年の中学校令改正に伴って、同令施行規則の改正 (明治41年1月17日) が行われた。その第15条で「土地の情況に依り随意科目として実業に関する学科目を加ふることを得」と定められた。また、3年後の明治44 (1911) 年7月31日に再び中学校令施行規則中に改正が行われた。この中で、第1条「中学校の学科目は修身、国語及び漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及び科学、法制及び経済、実業、図画、唱歌、体操とす 外国語は英語、ドイツ語又はフランス語とし実業は農業、商業、又は手工とす 法制及経済、実業、唱歌は当分の内之を欠

くことを得 実業は随意科目と為すことを得」と、農業・商業・手工とする実業科目が定められた。その要旨は第10条の2「実業は実業に関する知識技能を得しめ兼て実業に対する趣味と勤勞を重んずるの習慣とを養ふを以て」と、述べられた。

これは、当時の小松英太郎文相が学制改革の一部として中学校の学科目中に必修科として実業を加える案を立て、これを高等教育会議に諮問したところ、同会議においてはこれを随意科となすことに修正可決した理由として見る事ができる²⁴⁾。

このように、事実上明治32(1899)年の「中学校令中改正」で、中学校は「高等普通教育ヲ為ス」としたが、再び中学校の中に実業に関する学科目を復活させるようになった。だが、この時点での「実業」科目と明治20年代における中学校での「実科」の目的は明確に違う。前者は単に増えつつある中卒者の進路指導としての意味合いを論じたが、後者は日清戦争期から日本の産業が著しく発展を遂げてきたため、それに応じて産業人材を学校で養成することを求めたことにより、実業教育の必要性が中学校に求めるようになった結果である。しかしながら基本的には明治40年代の中学校に関する諸改正法令は明治32(1899)年の中学校令の方針に沿っている。すなわち、男子の為の中等普通教育と実業学校、女子の為の高等女学校との三系統である。中学校はあくまでも高等普通教育機関として位置づけられたのであった。

4 大正期以降の中学校にける職業教育の変容

大正期(1912~1925)に入り、第1次世界大戦(1914.7~1918.11)中の経済発達、戦後に現れた恐慌、それらの中から、教育について様々な要請が出されるようになった。教育制度の上にも改革の気運を作り出した。この改革の気運の高まりを背景に、大正5(1916)年10月に岡田良平が文部大臣に就任すると同時に、学制改革が着目されたのであった。

これは、世界大戦による社会の変化の中で、新しい時代に応ずるために、「臨時教育会議」の構想に乗り出したことに見ることができる。臨時教育会議は大正6(1917)年9月20日に「臨時教育会議官制」が公布され、内閣直属の諮問機関として設けられた。臨時教育会議は純然たる学制改革の会議であって、大正6(1917)年10月から、大正8(1919)年3月に至るまでの間に日本の教育制度の全般に関する事項を討議したのである。その問題は小学教育、男子の高等普通教育、大学教育及び専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度に関する事項の九件であった。この臨時教育会議は教育制度全般にわたっての討議を終えて、大正8(1919)年5月22日に廃止され、その実行についての細案を議するために臨時教育委員会が設けられた²⁵⁾。

臨時教育会議の中等教育に関する答申は男子高等普通教育・女子教育・実業学校に分けて行われた。これらの答申はおおむね当時の制度を承認し、特に学校の編成を改める必要がないとするものであった。従って時代の進展に伴ってこれを振興拡充することを方策として決定し、その他これらの学校の充実に必要な方法を講ずることについて答申をしたにすぎなかった。

それから、この答申に基づいて、大正8(1919)年2月7日中学校令が改正された。この改正は

基本的には明治40(1907)年の中学校令の趣旨に沿うものであるが、国民道徳の養成に努力すべきという旨を加えた。制度としては中学校に修業年限二か年の予科を設置できることとした。

学科の内容に関しては中学校令の改正に合わせて、同年の3月29日中学校施行規則も改正された。中学校の「実業」科目の内容に関しては基本となる規定を明かにし、なるべく実習を課して実際生活に即する教育の改善を行うこととした。また、答申においては、学科課程の改善について文科・理科・実科等の分化した課程を設けて実際生活に適切な効果を収めさせることとしたが、直ちに実現をみえなかった。

しかし、その後の中学校教育の著しい拡充と普及に伴って、昭和5(1916)年文部省内に「中学校教育改善委員会」が設立され、改革の方針を検討した。翌年の1月10日には改革の方針に基づいて、中学校令施行規則の改正が行われた。特に、学科課程の編成に関しては著しい改革を加えた。それは、制度の変革に依らず、内容の改善によって中学校の性格を改めようとしたものである²⁶⁾。

これは中学校教育の普及に伴って、様々な目的を持った者が入学してきたので、その卒業後の実情に応えようとするための課程改善である。そのため、「学科目ニ就テハ社会ノ趨勢ト学校教育ノ実情トニ鑑ミ改正ヲ施ス」とし、その具体的方案として、「高学年ニ於テ第一種及第二種ノ両課程ヲ編成シ其ノ一課程ヲ選修セシムルコト」とした。すなわち、高学年の学科課程を二種類に編成し、一つは卒業後直ちに就職する者のための教育を行う第一種課程である。もう一つは卒業後に進学する者のための第二種課程である。第一種課程の実業科目に対する要旨は次のように述べられている²⁷⁾。

実業ハ従来之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為スヲ得ルコトナセルヲ改メ第一種課程ニ於テ之ヲ必修セシムルコトトナシ且其ノ教授時数ヲ増加セリ是レ今回ノ改正中重要ナルモノノ一ナリ抑モ中学校ニ於テ実業ヲ課スルハ普通教育ノ一事項トシテ実業ニ関スル常識ヲ養ヒ実際生活ヲ理解セシメ職業ノ尊重スベキ所以ヲ会得セシムルト共ニ勤勉力行ノ気風ヲ養フコトヲ旨トシ実業学校ニ於ケルガ如ク実業ヲ専門的ニ授クルノ趣旨ニアラザルモ将来実務ニ就カントスル者ノ為ニハ極メテ適用有用ナル修養タルヲ失ハズ中学校卒業ノ後ノ社会ノ実務ニ就ク者年ト共ニ多キヲ加フルノ傾向アルニ願ミ中学校ニ実業ヲ必修セシムル課程ヲ設クルハ洵ニ適切ナル施設ナレバ其ノ運用宜シキヲ得ンコトヲ希望ス尚実業ニ於テハ農業、工業若ハ商業ヲ課シ又ハ適宜之ヲ分合シテ教授事項ヲ定ムベキモノトナシタルハ教材画一ノ弊ニ陥ルコトナクク地方ノ情況ニ応ジテ適切ナル事項ヲ教授セシメンコトヲ期シタルガ為ナリ

第一種課程の中で実業課程を重視し、また地方の実情により様々な要望に応じうるようにした。これは、昭和6(1931)年の改革当時が、中学校卒業者の約三分の一しか進学出来なかったので、多くの中卒者は就職するという実情に対する改善策であった。

一方、高等女学校に関する規程の中でも、大正期後期から施行規則の改正が行われた。学科目や、修業年限の延長などの改革を認め、また、高等女学校卒業生に対しては、継続した勉学ができるように、専攻科・高等科の制度を新たに設けることとした。そのほか、昭和5年高等女学校教育改善委員会が設置され、中学校と同様、第一種・第二種の制度を立案し、様々な生徒の希望に適合する学科課程を仕組む方法を講じられたのであったが、これはついに実施されないままに終わってしまった。

それから、産業の発展はさらに進み、昭和初期に入って実業学校は著しい普及を見るようになってきている。産業社会の実情に即応させなければならないという要望が高まり、社会と緊密な連携を持った実業学校の施設経営を如何にして行うかが問題とされるようになってきた。

中等教育の生徒数の増加が著しくなってきたため、その卒業後の進路処理の問題が課題となってきた。加えて、産業化しつつある社会に対応し得る人材を養成するという問題、高等小学校から実業補習学校または青年学校へと進学する方策が要請され、日華事変（1937年）後の、「中堅皇国民の育成」という国家主義的教育目的の明確化と統一化、戦時体制下の生産力拡充政策と経済計画運営の要員の養成・供給の役割を担うという国家的要請などの問題の解決策が求められることによって、中等教育改革案として、中等学校一元化などの議論が浮かび上がっていた。

それから、昭和14（1939）年に「青年学校令改正」に、青年学校の教育義務制の実施にともなって、「皇民錬成」という統一的教育目的の確立及び実業教育振興のために、中等学校一元化が進められるようになった。従来的高等普通教育や実業教育の区別を廃して、普通教育（高等普通教育）と職業教育（実業教育）を融合させるという新たな中等学校の構想が打ち出された。

このように、政治的・経済的・社会的背景によって中学校、高等女学校及び実業学校の3系統により構成された中等学校教育の改造が行われた。その結果として、昭和16（1941）年の国民学校制度の実施に引き続き、昭和18（1943）年1月21日に勅令36号を以て、「中等学校令」が發布され、その内容は実業教育に関する規定が多く見られた。この中等学校令の公布によって、従来の中学校令・高等女学校及び実業学校令が廃止されることになった。また、従来全く普通教育と実業教育系統と切り離されて構成されていた中学校、高等女学校、実業学校が第2条の規定により結び付けられた。図4に示されるように、同じ「中等学校」に位置づけるようになったのである。これには実業学校教育を傍系視する一般の偏見を是正しようとする期待もあった。

中等学校令に合わせて、同年の3月2日に中学校規定が制定され、4月1日から実施された。この中学校規定の内容において職業教育に関する規定は次頁のようにいままでないほどに極めて具体的に制定された。

この内容については、「教科」のほか「修練」を課すべきことが定められた。教科は国民科・理数科・体錬科・芸能科・実業科及び外国語科と定められた。国民科は修身・国語・歴史及び地理、理数科は数学・物理及び生物、体錬科は教練・体操及び武道、芸能科は音楽・書道・図画及び工作の各科目に分かれ、実業科は農業・工業・商業または水産の一を課し、外国語科は英・仏・支（中

昭和18年中学校規程における職業教育に関する条文

第2条 中学校ニ於テハ教科及修練ヲ課スベシ教科ハ国民科、理数科、体錬科、芸能科、実業科及外国語科トス
 実業科及外国語科ハ第三学年（夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ニ付テハ第二学年）以上ニ在リテハ其ノ何レカヲ選択履修セシムベシ
 芸能科ハ第三学年以上（夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ニ付テハ全学年）ニ在リテハ其ノ内二科目又ハ三科目ヲ選択履修セシムベシ
 実業科ヲ欠キ又ハ実業科ニ於テ農業ヲ課セザル場合ハ修練ニ於テ農耕作業ヲ課スベシ但シ夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
 生徒身体ノ情況ニ依リ履修スルコト能ハザル教材ハ其ノ生徒ニ課セザルコトヲ得

第7条 実業科ハ我が国産業ノ国家的使命ヲ明ニシ其ノ技術及経営ノ大要ニ付テ習得セシメ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ我が国産業精神ヲ体得セシムルヲ以テ要旨トス
 実業科ハ農業、工業、商業又ハ水産ノ一ヲ課シ土地ノ情況ニ依リ二以上ヲ課スベシ

第12条 実務科ノ修業年限ハ一年以内トス実務科ノ教科及修練課程ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

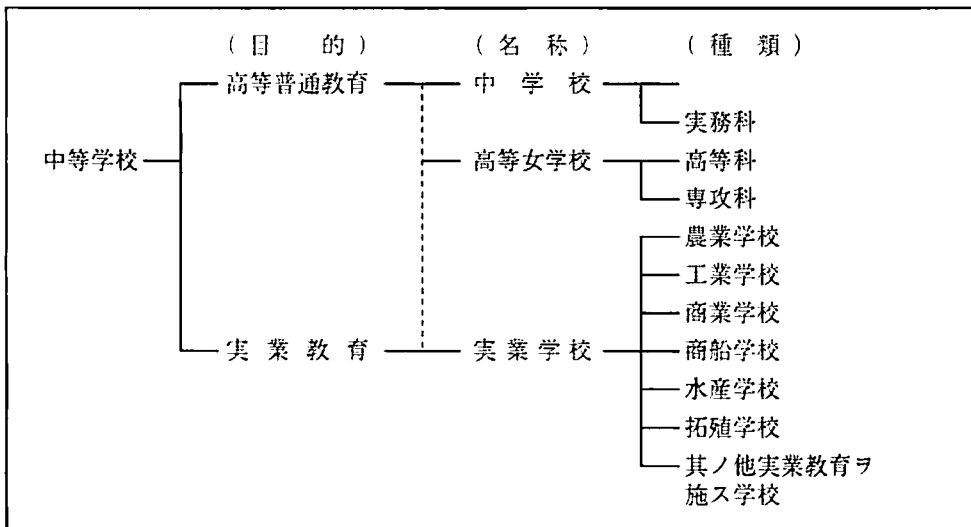


図4 昭和18 (1933) 年中等学校の構図

国)・マライ (マレーシア) 等を課することを定められ、第3学年以上では実業科外国語のいずれかを選択履修させることとされた。

明治30年代から日本の学校制度の基本方策として、中学校の性格が高等普通教育を施す場所として規定され、そのため中学校における職業的教育内容は最低限程度にとどめられてきた。すなわち、職業教育は立身出世の教育系統から外された教育であって、いわゆる傍系の教育と認定される

ようになったのである。中等学校令の第11条により、中学校の補習科は廃止され、修業年限一年以内の実務科を設けることができるようになったのである。同時に第一種・第二種課程を廃し、他の中学校への転学及び第三学年以下の在籍生徒の実業学校への転学の道を開くこととなった。この大きな政策転換は日本の中等教育政策に一つの時期を画したといえよう。このように戦前日本の中等学校教育制度については、昭和18(1943)年の中等教育令によって、一応定着する形となった。

むすび

本稿は近代日本における職業教育政策の展開を中等学校教育制度を中心に考察した。時代の要請に応じて変化していく過程のなかで、教育政策の具体化手段の教育法規を素材として、職業教育に関する政策の史的分析を行った。同時に、その時代における世界の政局、国家的条件、社会の状況と関連付けて分析してきた。

明治初期前後は産業化における人的資本の育成方法への模索の時期である。日本の産業発展が、その担い手としての職業階層の量と質に大きく依存するという見解は、おそらく否定出来ないであろう。とくに、工業化の急速な展開は、自国の技術者を早急に創出できるか否かにかかっている。日本の産業化の急速な成功は、その育成のシステムが、極めて短時間に整えられたことによって可能になったといえよう。

「学制」から日本の学校教育系統は普通課程学校系統と実業教育学校系統に構想されたが、実際には実業学校が普通課程学校系統に吸収合併され、職業教育課程はただ社会発展の需要に応ずる程度に、普通課程学校系統の中にわずかに位置づけられてきただけであった。

職業教育についての学校制度からみれば、明治期における日本の教育は初等教育と高等教育の間は不連続であった。とりわけ近代的職業教育は、外来技術の摂取を中心課題としていたため、高いレベルの学校が担当するものと見なされた²⁸⁾。「学制」では工業学校商業学校通弁学校農業学校などの実業学校が中等学校に位置づけられている。その入学資格は初等普通教育としての小学校を終了した者である。やがて、明治12(1879)年の「学制」廃止、教育令の策定となって、翌年(明治13年)12月公布の改正教育令では、「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス」のなかで、農業学校商業学校職工学校などの実業学校は中学校から抜け出して独立的学校制度として定められたが、実際には全く機能していなかった。その後、明治23(1880)年の小学校令改正に際して、小学校の補完教育として、徒弟学校及び実業補習学校が新たに設けられた。同令の中で第2条第3項において、「徒弟学校及び実業補習学校も小学校の種類とす」と規定されている。実業補習学校は小学校の一種として位置づけられ、初等職業教育機関として機能することになったのである。このように明治前期まで、日本の教育制度は初等教育と高等教育がある程度の整備を行っていたが、中等教育の発展は極めて不十分であった。

それは、近代産業を導入(展開)しようとする時期に最初から産業が必要とするマンパワー(技術者、熟練職長、職工の技能者、質の高い労働者)が養成できないため、職業教育の制度化は常

に、普通教育制度に付随して拡大していくことが必然的な現象と考えられる。産業・経済発展に対応する職業教育は、特に産業発展初期においては、単に学校における職業教育の問題のみではなく、その社会の全体構造として捉えるべきであることが確認された。近代化の成否の問題は、産業の発展初期における社会の全体構造及び人的資源の再編成と深く関わっている。

また、産業発展初期に高等教育と初等教育のいずれを重視するか、あるいは兩者をつなぐ中等職業教育をもっと優先すべきではないか、あるいは工業教育と農業教育の優先順位はどのように考えるべきかなどの問題点については実証することは極めて困難である。しかし、日本の近代化の発展過程を分析した結果として、近代化の基礎的条件としては、きわめて限定された高等教育の整備よりも、普遍的かつ平等的初等教育を重視した結果こそ、成功の一つの要因であったといわざるをえない。一国の発展あるいは社会の生活レベルの向上を挙げるためには、有能なリーダーシップはもちろん条件として欠かせない。しかしながら、質のよい国民の共同努力がなければ一国の発展は成し遂げられない。この良質な国民づくりには、大衆国民を対象とする普遍的・平等的な初等教育のみでは不十分であり、健全な中等教育制度には欠かせないと考えられ、またその基礎に立つてこそ、職業教育の成功が保障されると言えるのである。

[注]

- 1) 小学校及び帝国大学との接続を図ったためである。選抜的な中学校の成立を追求するために、学校制度は中学校を中心として改めて整備されていく。中学校令により新たに尋常・高等という2段階の中学校が発足し、ここにはじめて、小学校から尋常中学校、高等中学校を経て、帝国大学に進む学校教育系統が確立されることとなった。高等中学校は官立で、全国に5区に分け、それぞれ各一校設置するものとし、尋常中学校は府県に設け、公立のものは各府県1校に限定した。この中学校令により、学期制と教育令期以来規定された様々な中学校が整理せられ、規定に合わないものは中学校と見なさないことになったのである。
- 2) 海後宗臣監修『日本近代教育史事典』平凡社 1972年 96～110頁。
- 3) 厳密に言えば、戦前、日本の中等教育機関には、「中学校」、「高等女学校」、「実業学校」の外、無論「青年学校」、「職業学校」が含まれている。そのほか、「実業補習学校」、「高等小学校」、「国民学校高等科」、「師範学校」、また、「専門学校」と「各種学校」の一部も中等教育にみなすべきであろうが、本論の性格上、あえて深く論じなかった。
- 4) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史3』教育資料調査会 1964年 153頁。
- 5) 多くの研究によれば、明治19年の中学校令における中学の性格は高等普通教育を施す機関であって、職業(実業)教育を施すものとは解釈されていないと指摘されている。例えば、『学制80年史』131頁、仲新『現代学校論』146頁。無論、中学校は高等の普通教育を施す場所であることは言うまでもない。しかし、当時の富国と近代工業化を目指した社会状況における中等職業教育機関の欠落、及びその後、明治27年中学校の「学科及びその程度」には「実科」の新設が掲げられたこと、さらに、実科中学校の設立などの教育政策をみれば、明治19年の中学校令の中で、中学校の教育目的は職業教育も考慮された課程の一つであっ

たことが十分考えられるであろう。この点について、内田糺著『明治期学制改革の研究』227頁のなかでも、尋常中学校に実科を導入したことは、井上文相の学制改革方針と考えられ、全学校の実業教育化政策の主要な一環であったとみられる、と指摘されている。

- 6) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 3』教育資料調査会 1964年 195頁。
- 7) 内田糺著 前掲書 138～143頁。
- 8) 『教育時論』296号 開発社 明治26(1893)年 13～14頁。
- 9) 同上 9～10頁。
- 10) 内田糺著 前掲書 110頁。
- 11) 同上 174頁。
- 12) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東大出版会 1968年 225頁。
- 13) 完成教育という概念は、準備教育と対概念をなすが、学校制度上、区分された教育段階である教育目的の達成を目指して、学習者の心身の発達段階や特性を十分考案したうえ、少なくとも形式的には一人前として自立できるように知識・技能を施す教育を意味する。といっても、それは、上級学校への進学準備教育にならないということではない。学校教育制度上では初等教育・中等教育・高等教育の三つに区分するとき、初等教育を基礎段階、中等教育を中間段階、高等教育を終局段階とする概念が一般的認識である。日本の場合は中等教育段階を指すことが多い。
- 14) 内田糺著 前掲書 200～201頁。
- 15) 同上 216～222頁にはこの規程の立案過程は詳しくのべられている。
- 16) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 3』202～205頁。
- 17) 文部省編『学制80年』大蔵省印刷局 1954年 131。
- 18) 海後宗臣編 前掲書 255頁。
- 19) 同上 270頁。
- 20) 『教育時論』第331号 開発社 明治27(1894)年 9頁。
- 21) 海後宗臣編 前掲書 266頁。
- 22) 内田糺著 前掲書 465～466頁。
- 23) 堀松武一編『日本教育史』国土社 1985年 156頁。
- 24) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 5』150～151頁。
- 25) 文部省編『学制80年』241～243頁。
- 26) 同上 257～258頁。
- 27) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 7』251～254頁。
- 28) 伸新編『学校の歴史』第一法規 1972年 107頁。

Transformation and Development of Vocational Education in Secondary schools in Modern Japan

Chung-Ming LIANG (School Administration, Research associate)

The purpose of this paper is to understand the change and development of the secondary schools in Modern Japan concerning with Vocational Education.

Table of contents:

Preface

- 1 Regulations Concerning with Vocational Education in Secondary School Ordinance
- 2 Revision of Secondary School Ordinance and Development of Vocational Education
- 3 Realities of Vocational Education in Secondary Schools at Late Meiji Era
- 4 Transformation of Vocational Education in Secondary Schools Since Taisho Era

Conclusion

Key word : Vocational Education, Industrial Modernization, Economic Development, Secondary School Ordinance, Modern Japan